

令和4年1月 蕪崎市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和4年1月25日(火) 13:30~14:30

2. 開催場所 蕪崎市役所 4階 大会議室

3. 出席委員(19名)

農業委員

農地利用最適化推進委員

| | | | |
|-----|--------|-----|-----------|
| 1番 | 柳本 進 | 20番 | 向山 清彦 |
| 2番 | 菊島 博文 | 21番 | 石川 豊 |
| 3番 | 横内 知恵美 | 22番 | 横森 隆次 |
| 4番 | 保坂 耕 | 23番 | 横森 孝徳 |
| 5番 | 小澤 和茂 | 24番 | 小泉 泰夫 |
| 6番 | 保阪 幸彦 | 25番 | 田中 武久 |
| 7番 | 上野 公 | 26番 | 石合 榮之 |
| 8番 | 古屋 一光 | 27番 | 山本 弘行 |
| 9番 | 河西 孝雄 | 28番 | 加賀爪 悦夫 |
| 10番 | 佐藤 安茂 | 29番 | 駒井 正一 |
| 11番 | 小澤 辰雄 | 30番 | 笹本 勝造(欠席) |
| 12番 | 小田切 悦男 | 31番 | 切刀 茂樹 |
| 13番 | 久保田 豊一 | 32番 | 土橋 明 |
| 14番 | 矢崎 良夫 | 33番 | 堀川 喜美雄 |
| 15番 | 野田 源一郎 | | |
| 16番 | 小澤 洋行 | | |
| 17番 | 堀川 茂憲 | | |
| 18番 | 浅川 節子 | | |
| 19番 | 新奥 長生 | | |

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

| | | |
|----------|--|----|
| 第3 議案第1号 | 農地法第3条の規定による申請の承認について | 3件 |
| 議案第2号 | 農地法第4条の規定による申請の承認について | 2件 |
| 議案第3号 | 農地法第5条の規定による申請の承認について | 6件 |
| 議案第4号 | 経営基盤強化促進法第18条の規定による 農地利用集積計画の承認について | 2件 |
| 議案第5号 | 経営基盤強化促進法第18条の規定による 農地中間管理権の取得の承認について | 6件 |
| 議案第6号 | 農地法第46条第1項の規定による国有農地等の 売払いについて | 1件 |
| 報告第1号 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出について | 1件 |

| | | |
|-------|-------------------------------------|----|
| 報告第2号 | 農地法第18条第6項の規定による届出について | 4件 |
| 報告第3号 | 農地に該当しない土地の農地台帳からの除外（非農地判断） について | 1件 |

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：東條 匡志

書記：小倉 利仁・越石 早織

6. 会議の概要

<事務局長>

ただ今から令和4年1月 韮崎市農業委員会を開会いたします。はじめに、柳本会長よりあいさつをお願いいたします。

<会長>

(会長あいさつ)

<事務局長>

それでは、韮崎市農業委員会会議規則第5条により、本日の議案審議については、会長が議長をつとめます。それでは、議事の進行をお願いいたします。

<議長>

本日、出席委員は農業委員19名中19名で、定足数に達しております。

次に、韮崎市農業委員会、会議規則第16条第3項に規定する議事録署名委員ですが、2番 菊島博文委員、3番 横内知恵美委員をお願いいたします。

それでは、概要説明と会務報告を事務局よりお願いいたします。

<事務局>

それでは概要説明から入らせていただきます。

| | | | |
|-------|--|-----|--------------------------|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による申請の承認について | 3件 | 5,104.67 m ² |
| 議案第2号 | 農地法第4条の規定による申請の承認について | 2件 | 593 m ² |
| 議案第3号 | 農地法第5条の規定による申請の承認について | 6件 | 2,951.33 m ² |
| 議案第4号 | 経営基盤強化促進法第18条の規定による農地 利用集積計画の承認について | 2件 | 4,678 m ² |
| 議案第5号 | 経営基盤強化促進法第18条の規定による農地 中間管理権の承認について | 6件 | 14,071 m ² |
| 議案第6号 | 農地法第46条第1項の規定による国有農地等の 売払いについて | 1件 | 1,134 m ² |
| 報告第1号 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出について | 1件 | 4,389.68 m ² |
| 報告第2号 | 農地法第18条第6項の規定による届出について | 4件 | 17,987 m ² |
| 報告第3号 | 農地に該当しない土地の農地台帳からの除外 (非農地判断) について | 2件 | 39,052 m ² |
| 合計 | | 27件 | 89,960.68 m ² |

となります。

次に、会務報告ですが、1月7日、山梨県農業会議常設審議委員会に柳本会長が出席いたしました。また、1月13日、令和3年度農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会に農業委員9名、農地利用最適化推進委員8名、事務局 小倉・越石が出席いたしました。

<議長>

ただ今の報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

<議長>

以上で概要説明と会務報告を終わります。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による申請の承認について」を、議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、議案集の1ページをご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、所有権の移転に関するものが2件、営農型太陽光発電施設の設置を目的とした地上権の設定に関するものが1件であります。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）耕作地続きによる所有権移転の申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）耕作地続きによる所有権移転の申請であります。

申請番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）営農型太陽光発電設備設置による地上権設定の申請であります。

<事務局>

各案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

<議長>

これより、質疑に入ります。

(質問・意見なし)

<議長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号、申請番号1番から3番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議 長>

賛成多数ですので、議案第1号については原案のとおり承認いたします。

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による申請の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、議案集2ページをご覧ください。今月の農地法4条の許可申請は、2件となっております。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は富士見一丁目、駐車場のための申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は中田町中條立石、住宅敷地拡張のための申請であります。

<議 長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から報告をいたします。

申請番号1番：柳本会長

申請番号2番：田中委員

<議 長>

報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

(質問・意見なし)

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号、申請番号1番・2番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

<議 長>

賛成多数ですので、議案第2号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による申請の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、議案集の3ページをご覧ください。今月の農地法第5条の規定による許可申請は、6件となっております。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は上ノ山外輪原、営農型太陽光設置のための申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は穂坂町宮久保琵琶坂、ワイナリー建設のための申請であります。

申請番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は藤井町駒井西御門、太陽光発電施設設置のための申請であります。

申請番号4番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は藤井町坂井村ノ前、個人住宅建設のための申請であります。

申請番号5番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は中田町小田川下木戸、駐車場（中古車販売）のための申請であります。

申請番号6番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は旭町上條中割山田、太陽光発電設備設置のための申請であります。

<議 長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

申請番号1番 : 柳本会長

申請番号2番 : 横森（孝）委員

申請番号3番4番 : 上野委員

申請番号5番 : 古屋委員

申請番号6番 : 久保田委員

（各委員より現地調査に基づく説明）

<議 長>

各委員の報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

<河西委員>

申請番号1番の譲受人は以前に営農型太陽光発電設備設置の許可を得ていますが、以前に許可を得ている営農型太陽光発電設備下の営農状況はどのようになっていますか？

<事務局>

以前に許可を得ている営農型太陽光発電設備下では、アシタバから柿を営農する事業計画変更が許可されており、柿を営農しています。また、その他に許可を得た農地については、現在、営農型太陽光発電設備を設置する工事中ですが、柿を営農する予定となっています。

<議長>

よろしいですか？その他に質疑がありますか？

（意見・質問なし）

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号、1番から6番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

<議 長>

賛成多数ですので、議案第3号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

次に、議案第4号「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

議案集の5ページをご覧ください。今月の農地利用集積計画の承認については2件となっております。

申請番号1番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：ブドウ、期間：10年、新規設定です。

申請番号2番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：水稲、期間：10年、新規設定です。

<議 長>

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第4号、「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の承認について」原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議 長>

賛成多数ですので、議案第4号について原案のとおり承認いたします。

次に、議案第5号「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地中間管理権の取得の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

議案集の6ページをご覧ください。今月の農地中間管理権の取得の承認については6件となっております。

申請番号1番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、利用目的：畑、作物：野菜、期間：9年10ヶ月です。

申請番号2番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、利用目的：畑、作物：野菜、期間：9年10ヶ月です。

申請番号3番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、利用目的：畑、作物：野菜、期間：9年10ヶ月です。

申請番号4番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、利用目的：畑、作物：野菜、期間：4年10ヶ月です。

申請番号5番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借権、利用目的：田、作物：水稻、期間：9年10ヶ月です。

申請番号6番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借権、利用目的：畑、作物：野菜、期間：9年10ヶ月です。

<議 長>

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第5号、「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地中間管理権の取得の承認について」原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議 長>

賛成多数ですので、議案第5号について原案のとおり承認いたします。

次に、議案第6号「農地法第46条第1項の規定による国有農地等の売払いについて」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、議案集の10ページをご覧ください。農地法第46条第1項による国有農地等の売払いについては、1件となっております。

申請番号1番（土地の所在・売渡人・買受人についての説明）申請地は旭町上條南割起シであります。

<議 長>

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

<古屋委員>

買受人が国有農地の売払いを受けた後の農地の使用目的は何になりますか？

<事務局>

買受人が農地解放時からこの農地を適正に管理しており、梅等を栽培する畑として使用します。

<議 長>

よろしいですか？その他に質疑がありますか？

(質問、意見なし)

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第6号、「農地法第46条第1項の規定による国有農地等の売払いについて」を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議 長>

賛成多数ですので、議案第6号について原案のとおり承認いたします。

次に、報告案件について、事務局より説明をお願いいたします。

<事務局>

今月の報告案件、第1号から3号についてご説明いたします。「農地法第3条の3（相続等による権利移動）について」が1件、「農地法第18条第6項の規定による通知について」が4件、「農地に該当しない土地の農地台帳からの除外（非農地判断）について」が2件です。議案集の11ページをご覧ください。

それでは、報告案件第1号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）について」説明いたします。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は中田町中條後地他、相続による所有権移転の申請であります。

次に、報告案件第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を説明いたします。

申請番号1番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）申請地は穂坂町三ツ澤西坊来石、合意解約の申請であります。

申請番号2番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）申請地は穂坂町三ツ澤中坊来石、合意解約の申請であります。

申請番号3番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）申請地は穂坂町三ツ澤女夫石、合意解約の申請であります。

申請番号4番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）申請地は龍岡町下條東割阿寺沢他、合意解約の申請であります。

次に、報告案件第3号「農地に該当しない土地の農地台帳からの除外（非農地判断）について」を説明いたします。

報告該当土地1番 該当所在地：穴山町下新田他 21筆 3,436㎡

報告該当土地2番 該当所在地：旭町上條北割鎌倉 37筆 35,616㎡

<議 長>

報告案件について、事務局の説明が終わりました。報告案件ですので質疑等は省略いたします。

以上で、本日の審議事項は終了いたしました。進行を事務局に返します。

<事務局>

(その他の件について、事務局より説明)

質疑等ございますか？

(質疑なし)

<事務局長>

土橋副委員長より閉会のあいさつをお願いいたします。

<副委員長>

(閉会あいさつ)

<事務局長>

以上をもちまして、令和4年1月農業委員会を閉会いたします。

【議事に参与した者の職、氏名】

○書記：小倉 利仁

○書記：越石 早織